

社会福祉法人十日町福祉会 うえのこども園 園則（運営規程）

制定日：平成31年 3月20日
最終改定日：令和 7年12月 8日

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人十日町福祉会が設置するうえのこども園（以下「当園」という。）は、認定こども園として行う教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な教育・保育を提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当園は、教育・保育を必要とする子どもを日々受け入れ、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 教育・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- 3 当園は、園児の属する家庭及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援を行うよう努める。
- 4 当園は、新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下「県基準条例」という。）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 うえのこども園
- (2) 所在地 新潟県十日町市上野乙166番地

（提供する教育・保育の内容）

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3号に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において教育・保育を提供する。
- (2) 延長保育
2号認定こども及び3号認定こどもについてやむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、園児に対し、第7条第1号に規定する開所時間の範囲において、延長保育を提供する。
- (3) 預かり保育
1号認定こどもについてやむを得ない理由により、支給認定における教育標準時間の範囲を超えて保育を必要とする場合は、園児に対し、第7条第2号に規定する開所時間の範囲において、延長保育を提供する。
- (4) 送迎
園バスによる送迎を行う。
- (5) 食事の提供
- (6) その他保育に係る行事等
- (7) 一時預かり

（子育て支援）

第5条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを利用して保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 子育て相談事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業（川西子育て支援センターえくぼ）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 当園が教育・保育を提供するにあたり配属する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、県基準条例で定める配置基準以上であり、十日町市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1人
園長は、教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- (2) 教頭(副園長) 1人
園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児の教育・保育を実施する。
- (3) 主幹保育教諭 1人
園長の命を受けて園務の一部を整理するとともに園児の教育及び保育をつかさどる。
- (4) 指導保育教諭 1人
園児の教育及び保育をつかさどるとともに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- (5) 保育教諭 10人
保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- (6) 助保育教諭 3人（常勤専従1人 非常勤2人）
助保育教諭は、保育教諭の職務を補助する。
- (7) 事務員 1人
事務員は、当園の事務を行う。
- (8) 管理員 1人
管理員は、当園の雑務を行う。
- (9) 学校医 1人
学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。
- (10) 学校歯科医 1人
学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。
- (11) 学校薬剤師 1人
学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（教育・保育を提供する日）

第7条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月31日、1月2日、3日を除く。

2 1号認定こどもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 年度末・年度始休業日 7日以内
- (3) 夏期休業日 10日以内
- (4) 冬期休業日 10日以内

3 園長は、園務の運営上特に必要があると認めたときは、休業日を授業日とし、授業日を休業日とすることができる。

（教育・保育の提供を行う時間等）

第8条 当園の開園時間及び教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 開園時間

当園が定める開園時間は、前条に定める日の午前7時30分から午後7時までとする。

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月～金 午前9時00分から午後3時30分までとする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、教育時間終了後、午後7時までの範囲内で、預かり保育を提供する。

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

午前8時00分から午後7時00分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間の範囲内で、延長保育を提供する。

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間の範囲内で、延長保育を提供する。

(学年及び学期)

第9条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月10日まで

第2学期 8月11日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(利用料その他の費用等)

第10条 支給認定保護者は、支給認定保護者の住居する市町村が定める額の利用料を当園に支払うものとする。

2 当園は、第1項に定めるもののほか、支給認定保護者の同意を得て、当園の教育・保育において提供する便宜に要する必要について実費徴収するものとする。

(1) 遠足代

(2) 観劇代

(3) 写真代

(4) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者負担が適当と認められるもの。（園長が定める金額）

(利用定員)

第11条 当園の利用定員は、子ども子育て支援法（平成24年法律第69号。以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第1号の子ども（3歳以上児で次号に該当するものを除く。以下「1号認定こども」という。） 10人

(2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 15人

(3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定こども」という。） 10人

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 2人

2 前項第1号に定める利用定員を超過した場合、次の子どもを優先して選考する。

(1) 親が就労していないなど、いわゆる「保育の必要」がない世帯の子ども。

(2) 当園が定める教育時間での時間での教育を希望する世帯の子ども。

(3) 既に当園に兄弟が入園している世帯の子ども。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第12条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあつては、必要な事項を記載した書面により、当該園児の支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の園児が次のいずれかにと該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から利用の取り消しの申出があつたとき。

(3) 市町村がこども園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第13条 当園は、教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変が生じた場合、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、十日町市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第15条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（苦情への対応）

第16条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、次の措置を講ずるものとする。

(1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付窓口設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。

(2) 苦情を受付けた場合には、速やかに事実関係を調査し、必要な改善を行う。

(3) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(4) 当園は、市町村からの求めがあつた場合は、市町村が行う調査に協力する。

また、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

附 則（令和7年12月8日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。